

# 建災防宮城県支部からのお知らせ

令和7年10月1日

1～8月で労働災害が前年比5.1%増 年度後半に向けて引締めを！

宮城県内の労働災害発生状況（建設業関係） 令和7年1月～8月（速報値）

宮城労働局発表資料より

年 業種	令和7年			令和6年			前年同月比			
	死傷	全産業比 (%)	死亡 (内数)	死傷	全産業比 (%)	死亡 (内数)	死傷	増減率 (%)	死亡 (内数)	増減率 (%)
全産業	1,480	100.0%	5	1,377	100.0%	7	103	7.5%	-2	-28.6%
建設業	166	11.2%	2	158	11.5%	0	8	5.1%	2	—
土木工事業	42	2.8%	1	46	3.3%	0	-4	-8.7%	1	—
建築工事業	75	5.1%	1	81	5.9%	0	-6	-7.4%	1	—
鉄骨・鉄筋コンク リート造	24	1.6%	0	14	1.0%	0	10	71.4%	0	—
木造家屋	33	2.2%	1	18	1.3%	0	15	83.3%	1	—
建築設備工事	1	0.1%	0	7	0.5%	0	-6	-85.7%	0	—
その他の建築工事	17	1.1%	0	42	3.1%	0	-25	-59.5%	0	—
その他の建設業	49	3.3%	0	31	2.3%	0	18	58.1%	0	—

（注1）新型コロナウイルス感染症を除く。

（注2）8月末時点での休業4日以上の労働者死傷病報告による。

9月に発表された労働災害発生状況によりますと、建設業は前年比5.1%の増加となっています。なかでも、鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業71.4%、木造家屋建築工事業83.3%と非常に多くの労働災害が発生しています。

また、昨年同時期には0件であった死亡災害も既に2件（墜落・転落、一酸化炭素中毒の疑い）も発生し、他の都道府県での重篤な労働災害の発生も併せて極めて憂慮すべき状態です。

建設業に携わるすべての皆さまで、あらためてゼロ災を心に誓い、安全作業を確実に行之、自らと仲間の安全と健康を守りましょう。



## メンタルヘルス対策研修会を開催します

令和5年の調査によりますと、働く人の約7割が強いストレスを感じながら仕事をしているとの結果が出ています。実際に精神障害を発症する人も多く、また、その予備軍はその何倍もいると言われています。建設業も決して例外ではなく、各種ツールを上手に活用するとともに、適切なサポート体制を整備することが何よりも重要です。

当支部では、法令改正への対応を含め、「ストレスチェック制度とメンタルヘルス対策の強化」をテーマに次のとおり研修会を開催します。お申込みは当支部ホームページ「講習予約サイト」で受け付けています。無料ですので奮ってご参加ください。詳しくはホームページ又は下記QRコードで。

- 日時 11月19日（水） 13:30～16:00
- 場所 宮城県建設産業会館 4階（仙台市青葉区支倉町2-48）
- 定員 40名



## 助成金の活用により人材を育成し、安全管理体制を充実させましょう

事業主が労働災害防止のため、働く方に作業主任者・就業制限技能講習、特別教育、いわゆる再教育を受講させた場合、講習・教育を受講した際の受講料やその期間中の賃金の一部を国から助成金として受給できる「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」制度があります。

この制度を活用することにより、コストを低く抑えながら、社内の人材を育成していくことが可能となります。このようなツールも効果的に活用し、計画的に講習・教育を受講させ、ゼロ災達成を目指して取り組んでいきましょう。

「人材開発支援助成金」をご活用いただける当支部の講習・教育については、案内文書にその旨記載していますので、ご確認ください。助成金制度の詳細については、宮城労働局助成金センター（電話 022-299-8063）あてお問合せください。

### 人材開発支援助成金

建設労働者 技能実習コース	若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合	中小建設事業主(20人以下) 経費助成 3/4 <3/20> 賃金助成 8,550円/人日 <2,000円/人日>
		中小建設事業主(21人以上) 経費助成 7/10 <3/20> 賃金助成 7,600円/人日 <1,750円/人日> など

< >は賃金要件、資格等手当要件を満たした場合の増額分です。  
助成額は100円未満切り捨てとなります。

建設事業主等に対する助成金

検索



詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。

## 「SafeworK 向上宣言」で安全で健康に働くことができる職場・現場の維持・向上を！



会社事務所や現場でのロゴマークの使用が可能となり、働く方のモチベーションが上がるほか、ハローワークの求人票に記載でき、採用活動にもプラスとなります。詳しくは労働局まで。



## 最低賃金が変わります 10月4日から時間額 1,038 円に

宮城県内で働くすべての人に適用される最低賃金が 65 円引き上げられて、10月4日から時間額 1,038 円となります。最低賃金の計算には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④賞与等、⑤時間外・休日・深夜手当 は含まれませんので、ご注意ください。

国による最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者に対する支援には、業務改善助成金など多数の制度・相談窓口がありますので、効果的なご活用をお勧めします。詳しくは労働局までお問合せください。

最低賃金労働局発表資料（支援制度資料を含む。）



講習予定など建災防の  
情報はこちらから



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町 2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 FAX022-265-5604